

大進建設スポーツ広場

(青森市スポーツ広場)

《ご利用のご案内》

- 開場期間 5月1日～11月30日 (※積雪等の影響により変更の場合もあります)
- 開場時間 9:00～21:00
- 休場日 毎月第3月曜日(この日が休日にあたる時はその翌日)

施設の名称と使用料(1時間につき) 令和元年10月1日料金改定

施設名	使用料	照明設備	使用時間	舗装
野球場1(照明設備有)	1,020円	1,020円	9時00分～21時00分	クレイ(土)
野球場2・3	1,020円	-	9時00分～17時00分	
テニスコート1～7(照明設備有)	310円	110円	9時00分～21時00分	砂入り人工芝
テニスコート8～12	310円	-	9時00分～17時00分	
サッカー場(照明設備有)	1,020円	510円	9時00分～21時00分	野芝
ラグビー場(照明設備有)	1,020円	920円	9時00分～21時00分	
多目的グラウンド(照明設備有)	1,630円	1,130円	9時00分～21時00分	人工芝
管理事務所内会議室1・2 (各30人収容)	310円	-	9時00分～21時00分	-
シャワー室(男女各20名)	無料	-	9時00分～21時00分	-

- ※1 上記の使用料は「入場料」を徴収せず、営利を目的としない場合の料金です。
「入場料」を徴収する場合は別料金となりますので 管理事務所までお問合せください。
- ※2 催し物等に使用するテント、テーブル、パイプイス等の貸し出し(有料)もできます。
- ※3 野球場2・3(照明設備無し)及びテニスコート8～12(照明設備無し)については、
午後5時以降使用可能な時期にあっては、日没まで使用(有料)できます。

● 使用手続き

1. 申請は使用責任者が「使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、直接スポーツ広場管理事務所までお申込みください。
なお、電話での空き状況の確認はできますが、申し込みすることはできません。
2. 申込みは、毎月第3月曜日(この日が休日にあたる時はその翌日)を除く開場時間内にお願います。
申請期限は、使用日の6ヶ月前から10日前までです。

● 使用許可

1. 使用許可申請書受理後、使用料納入の際、許可書を発行します。
2. 使用料は大進建設スポーツ広場を使用する前に管理事務所でお支払いください。
3. お支払いいただいた使用料は、条例に定める場合以外は、お返しできませんのでご注意ください。

● 使用上の注意

1. 雨天時はやむを得ず使用を中止する場合があります。
2. 施設の使用の権利は、他人に譲渡、又は転貸することはできません。
3. 事前準備、原状回復(清掃を含む)は許可された時間内に使用者側で行ってください。
4. 催し物等に使用する場合は、プログラム等を提出し必要な事項を事前に係員と打ち合わせをしてください。
5. 施設及び備品の使用に当たっては、全ての係員の指示に従ってください。

大進建設スポーツ広場(青森市スポーツ広場)管理事務所

〒030-0123 青森市大矢沢字野田87-4 TEL 017-764-5525 FAX 017-764-5526